

ほけんだより/No.1②

めぐに保育園 令和3年4月1日

令和2年9月25日

保護者様

浜田市長 久保田 章 市
(公印省略)

保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応方針について
(9/25時点)

平素より、本市の福祉行政にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市内で新型コロナウイルスの感染が確認されたことを受け、以下のとおり対応方針を整理しましたのでお知らせします。

また、新型コロナウイルスに感染している可能性がある方へは保健所が直接調査を行いますので、感染症患者の個人を特定する行為や、事実に基づかない誹謗中傷などが拡がることのないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

【市内保育施設の対応方針について 9/25時点】

	区分	対応方針
1	利用児童（職員）が保健所から自宅待機を指示された場合	保健所が利用児童（職員）に対して自宅待機を指示する期間、登園（勤務）を禁止する。
2	利用児童（職員）の感染が確認された場合	・保健所との協議により、必要があれば当該施設を一時閉鎖する ・保健所が自宅待機を指示する期間、該当児童（職員）の登園（勤務）を禁止する。
3	その他、市が必要と認めた場合	児童の登園自粛を要請する。

※登園自粛要請期間及び閉鎖期間は児童が登園しない理由を問わず、保育料を日割り計算とします。ただし、児童の登園禁止期間について、日割り対象とするのは、保護者からの申出により、園を通じて子育て支援課に報告があった場合のみとします。

保育料はこれまでどおり一旦全額納付していただいた後、お返しする処理を行います（時期未定）。

※登園しない日の給食費については、現時点で補助の予定はありません。

<問い合わせ先> 浜田市子育て支援課 保育所幼稚園係 電話 0855-25-9330

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を防ぎましょう！

感染者を非難しない

私たちは誰でも等しく感染者になる可能性があります。「もし自分が感染したら…」と想像し、他の人からされたら嫌だと思う事は自分もしないという気持ちを常に持ち続けましょう。感染者は「非難される対象」ではなく「守られるべき存在」なのです。

感染者の職場や家族を誹謗中傷しない

新型コロナウイルス感染を理由とした誹謗中傷や差別的な言動は、感染者本人はもとより、職場や家族（特に子どもたち）の心を深く傷つけます。また、そのことが人々を「感染を隠したい」気持ちにさせ、感染経路の調査や検査等への協力を躊躇させてしまいます。人権配慮の面からも、感染拡大防止の観点からも、誹謗中傷や差別的な言動は厳に慎みましょう。

インターネット上での誹謗中傷や SNS 等への差別的な書き込みをしない

インターネットや SNS 等で、デマ情報や誹謗中傷記事の掲載、差別や偏見を助長するような心無い書き込みなどが見られますが、それらは決して許されない人権侵害行為です。

医療従事者や社会機能維持のために頑張る方々へ感謝の気持ちを持ちましょう

ウイルスと対峙しながら、私たちの命と健康を守る医療従事者へ感謝と思いやりの気持ちで接しましょう。また、社会機能を維持する上で不可欠な物流などの仕事に従事している方々や、様々な理由で広範囲の移動を余儀なくされている方々がおられます。県外ナンバー車や遠方からの来訪者に対する心ない言動や差別的な態度は厳に慎みましょう。

私たちが克服すべき相手はウイルスです。一日も早く安定した日常生活を取り戻すためにも、正しい理解を深め、差別のない地域社会をめざしましょう。